

インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ
先進研究分科会 (ASG)
活動に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、先進研究分科会（略称：ASG、Advanced Study Group。以下「ASG」とする）の活動に関する規則及び指針、運営等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ASG は、新しい技術やソリューションに関して、実際の機能検証や適用先の検討は、これからというものを対象に、情報や知見を得るための活動を行うための組織である。

(設置)

- 第3条 総合企画委員会は、定款第3条に基づく事業実施のため、ASG を置くことができる。
- 2 正会員は、所定の書式により、新たな ASG の設置を提案することができる。
 - 3 ASG のメンバーは主査1名、副査1名を含む5名以上とする。
 - 4 ASG は、ASG 設置の提案内容を総合企画委員会にて審査し承認された時点でその設置が成立する。

(構成)

第4条 ASG のメンバーは、正会員の構成員、サポート会員の構成員、学会会員、個人会員で構成することができる。また、賛助会員の構成員はオブザーバー参加のみ認める。

(役職)

- 第5条 ASG には、互選により、主査1名と副査1名を置く。
- 2 IVI ウェブサイト内に各 ASG のページを設置することができるが、ウェブサイトにおける肩書を主査に代えてファシリテータ、副査に代えてエディタとすることができる。
 - 3 IVI ウェブサイト内の各 ASG のページへのメンバー登録・抹消・属性変更等は主査が実施する。ただし、主査の依頼を受けた場合は事務局が代行することができる。

(活動期間及び予算)

- 第6条 ASG の活動期間は1年とし、最大で3年まで延長が可能である。
- 2 開始時期は年間を通していつでも可能とする。ただし、年度末となる2月、3月は原則として新規 ASG は発足しないものとする。
 - 3 申請書が承認された翌月1日を活動開始日として、そこから1年間を各 ASG の会計年度とする。
 - 4 活動期間中の ASG 毎の予算は、1年間あたりの予算として総合企画委員会が決めた額を

上限とし、用途は、会場費、講師謝金等とし、予算執行の際は事務局に支払いを依頼することを運用の原則とする。

- 5 総合企画委員会は、3ヶ月以上活動がないASGについては、主査に確認の上、当該ASGを終了することができる。

(入会・退会)

第7条 活動中のASGへの入会希望者は、各ASGの主査の承認を得た上で、入会することができる。

- 2 会員一人が参加できるASGは、最大3つまでとする。
- 3 3か月以上活動に参加しないメンバーは、主査が本人に確認の上、退会させることができる。

(オブザーバー参加)

第8条 第4条の要件を満たすものがASGへの参加を検討する際には、主査の許可を得て、グループの会合にオブザーバー参加することができる。

- 2 同一のASGにオブザーバー参加できるのは、1回までとする。
- 3 会員としてIVIへの申込みを検討している場合に限り、非会員であっても前項に従いオブザーバー参加できる。

(成果物)

第9条 ASGの会合は、原則として年5回以上開催し、活動開始から一年経過した時点ならびに以後一年経過するたびに総合企画委員会に活動報告書を提出する。

- 2 活動報告書には、ASG(承認前)のオープングループでの議論や会合等を含めて記載する。
- 3 ASG白書(ホワイトペーパー:IVI外世間一般公開前提)の作成は、各ASGの任意とする。
- 4 IVIや世間で共有すべき資料等は、総合企画委員会に適宜提出し、承認のうえ公開・共有する。

(成果物の帰属)

第10条 ASGの活動成果としてIVI内または世間に公開されたすべての著作物の著作権は、一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブに帰属する。ただし、既に公開されたものからの引用については引用元に著作権が留保される。その他についての扱いは、IVIの規程に従うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。